

社 労 連 第 142 号
平成 31 年 3 月 5 日

都道府県社会保険労務士会会長 あて

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公 印 省 略)

適正な労使関係を損なう行為の未然防止について

標記の件について、一部の社会保険労務士（以下「社労士」という。）が団体交渉において適正な労使関係を損なう行為をしているとの苦情がある旨、厚生労働省より指摘がなされているところです。

団体交渉は労使の当事者が出席して行うものであり、委任を受けた社労士においては、公正な立場で、適正な労使関係を損なう行為があってはならないことから、当該問題への解決策として、団体交渉に出席する社労士の基本的な行動規範を下記のとおり取り纏めたので、貴職におかれましては、貴会会員に周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員社労士が、当該行動規範に反し、適正な労使関係を損なう行為を行った場合には、貴会会則に基づく会員の処分を厳正に行うよう併せてお願い申し上げます。

また、厚生労働省においても、上記の会則処分の対象となり得る行為については、今後、厚生労働大臣による懲戒処分の対象となることを明確にする旨聞き及んでいますので申し添えます。

記

団体交渉の冒頭において、社労士として出席するものであり、代理行為は行わない旨を明確に表明したうえで、適正な労使関係を損なう恐れのある以下のような行為を行わないこと。

- (1) 挑発的な言動を示す行為
- (2) 不当労働行為を示唆する行為

(3) 労使双方が対立する論点について、一方の論拠のみに基づく公平性を欠いた発言をする行為

以 上